

○農業農村整備事業等直轄工事の円滑な実施について

令和6年9月9日 6農振第1636号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長宛
(内閣府沖縄総合事務局農林水産部長及び
国土交通省北海道開発局農業水産部長宛は参考送付)

農業農村整備事業等直轄工事（以下「工事」という。）の実施に当たっては、「適正な工期の確保及び必要な経費の計上について」（令和5年7月31日付け5農振第1389号設計課長通知）により、適正な工期の確保等に取り組んでいるところであるが、貴職から国営事業（務）所に対して本取組の周知徹底を行うとともに、工事の一層の円滑な発注及び実施を図るため、発注準備段階、入札契約段階、施工段階の各段階において、下記により適切に実施願いたい。

記

- 1 工事発注に当たっては、関係機関との各種協議を完了しておくこと。なお、工事発注時にやむを得ず未了の協議がある場合には、その内容を入札公告資料に明示すること。
- 2 工事発注に当たっては、建設資材価格及び運搬経費の高騰を踏まえ、個々の現場実態を反映した現着価格等の見積りの活用に努め、見積活用方式の適用についても検討すること。また、工事契約後においても、各種スライド条項を適正に運用し変更対応するなど、適切な工事価格の積算に努めること。
- 3 工事発注に当たっては、施工計画、現場条件等を踏まえた適切な仮設計画となるよう検討し、設計図書に現場条件等を明示すること。また、仮設工事の実施に当たり、当初契約時に明示した条件と現場の条件が異なる場合には、本体工事の安全かつ合理的な施工を図るため、受注者の意見を踏まえつつ検討を行い、任意仮設を指定仮設に変更するなどにより、必要な経費についても適切に計上すること。
- 4 工事の一時中止に関しては、「工事一時中止ガイドライン」（令和5年4月農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、工事の全部又は一部の施工を一時中止することを迅速に決定し、受注者に通知するとともに、工事一時中止に伴う増加費用や工期の延長を契約変更反映するなど、適切に運用すること。

- 5 工期の延伸が見込まれる場合には、施工の効率化等による工期短縮を検討するとともに、必要に応じ工期を延長するなど、適正な工期の確保に努めること。また、工期を延長できず、当該工期内に完了が困難な部分の工事については、工期の短縮、経費の節減が確保される等の有利性が認められる場合には随意契約の制度を活用するなど適切に対応すること。